

反する自説のために利用することは禁じられているわけではない。人に先んじる科学的発見の名誉はその人のものであるが、ひとたび公表されたデータと結論は社会の財産であるという認識が科学技術を育ててきたといっても過言ではない。従って、本事項の場合、被申立者による「藤木らの報告」の引用のあり方が本学の「科学研究における行動規範」に抵触するものとは言い難く、許容されている範囲内と考えられる。

### (3) 申立書 2-2 項 ‘典拠文献の主要結果の隠匿’ について

申立者は本事項において、‘典拠文献が入手困難あるいは不可能な時は、典拠文献の主要結果を正確に転載引用するのが、引用者の義務です’ としており、被申立者が上掲の水産学会誌記事においてそのようにしていないことを問題としている。さらに、‘文献 2 の図 2 にはメチル水銀の取り込みは、餌からではなく、海水からであることが一目瞭然であり、自説が成り立たなくなるので、これを隠匿したと疑われます’ と述べている。

被申立者の記事は「藤木らの報告」の当否について議論していないので、当該記事が藤木らの報告の結論とは異なる意見を述べていたとしても、主要結果を転載する義務があったかどうかは議論の分かれるところであろう。また、「藤木らの報告」はデータのばらつきが大きく、実験条件等も厳密な論証に耐えられるものであるかどうか疑わしい部分があるため、‘自説が成り立たなくなるので、これを隠匿した’ かどうかはかなりの程度主観的な判断にならざるを得ない。従って、本事項について本学研究行動規範に抵触するものかどうかを判断することは避けるべきであろう。

### (4) 申立書 2-3 項 ‘典拠文献の主要データの改ざん’ について

本項は被申立者が「水産学会誌記事」において引用した「藤木らの報告」の数値と原文の数値が二桁異なっている点を問題としたものである。このデータの違いは明白であり、これについて被申立者に質したところ、被申立者は、『意図的な改ざんではなく、記憶違いによる誤りである。申立者の著書「水俣病の科学」を見て記事を書くことを考えた始めの頃はきちんと記憶をしていたが、その後ひどい記憶違いをしたようだ。大変恥ずかしく申し訳ない。』と述べた（資料 6 一別紙 16 参照）。申立者が指摘したように、2 桁の記憶違いは不自然であるようにも思われるが、被申立者が「水産学会誌記事」中の一部数値について誤りであることを認めたため、予備調査委員会は被申立者が日本水産学会誌に前記記事中の「藤木らの報告」からの引用数値の間違いを訂正する記事を速やかに掲載すべきであると判断した。

### (5) 補足

被申立者が申立者らの著書「水俣病の科学」を読んで水俣病患者支援団体「水俣病フォーラム」に批判を記したメールを送ったのは 2005 年 8 月のことであり、その後同年 10 月にはその情報に接した申立者からファクスが被申立者に送られ、議論をしたい旨が伝えられている。その後被申立者は電子メールによって返信し、申立者と連絡を取ろうとしたが、そのメールアドレスは申立者のジャンクメール用の窓口で、申立者が普段使っていたものではなかったためか返信が無く、2006 年には相互に通信が途絶えていた。この途絶がお互いの不信を生んだようで、東京工業大学における申立者の講演（2007 年 1 月 27 日）後の被申立者による質問と応答がその不信を増幅した。その後の「水産学会誌記事」掲載直前の 2007 年 8 月まで相互の交流が無く、このように交流が疎遠であったことが、冷静に実証的に決着すべき問題を今回のようなトラブルとした原因の一つと思われる。

申立者の事情聴取によって、メチル水銀が食物連鎖によってカタクチイワシに取り込まれたのか、あるいは鰹表面を介して海水から直接取り込まれたのかについての、本来科学的実証的に解決すべき問題が、不知火海沿岸の水俣病患者認定問題に関わる支援者間の激